

福山市障がい者訪問入浴サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項に基づき、地域における重度の身体障がい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービス(以下「訪問入浴サービス」という。)を提供し、重度の身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、福山市とする。但し、この事業の全部又は一部を適切な事業運営を行うことができると認められる事業者と協定を結び実施することができるものとする。

(利用対象者)

第3条 この事業の対象者は、福山市に住所を有する在宅の身体障がい者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生労働省令第15号)別表第5号(第5条関係)の肢体不自由の等級が1級又は2級に該当する者

(2) 法第5条で規定する障がい福祉サービス等の利用による入浴が困難な状態の者

(3) その他、この事業の利用によらなければ入浴が困難な状態の者

2 前項の規定にかかわらず、介護保険による訪問入浴サービスの対象となる者については対象者としなない。

(事業内容)

第4条 この事業は、看護師等の管理のもとで、身体障がい者の居宅において浴槽を提供して行う入浴介護とする。但し、訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により清拭又は部分浴(洗髪、陰部、足部等の洗浄をいう。)を実施することができる。

(申請)

第5条 この事業によるサービスを利用しようとする身体障がい者は、「障がい者訪問入浴サービス事業利用申請書兼利用確約書」(様式第1号)に「高齢者・障害者保健福祉サービス情報提供書」を添えて行うものとする。

(支給決定)

第6条 前条の規定による申請を受けたときは、審査を行い支給の可否を決定し、支給を決定した者(以下「受給者」という。)には、「福山市障がい者訪問入浴サービス費支給決定通知書」(様式第2号)を交付するものとする。

(支給の期限)

第7条 支給の期限は、支給を開始することとした日から1年とする。但し、法第5条で規定する障がい福祉サービスのうち居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障がい者等包括支援の支給決定を受けている者については、当該支給決定にかかる支給の期限によるものとする。

(支給の取消及び停止)

第8条 受給者が、次の各号に該当するときは支給の決定を取消し、又は停止すること

ができるものとする。

- (1) 第3条で規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 医療機関に入院して治療を受けることとなったとき
- (3) 第9条で規定するサービス提供事業者が、サービスの提供が困難と判断したとき
- (4) その他受給が困難と認められるとき

2 前項の規定により支給の取消、又は停止をしたときは、「福山市障がい者訪問入浴サービス費支給取消・停止通知書」(様式第3号)により通知するものとする。

3 受給者よりサービスの利用の辞退、又は停止の申出があった場合は、「福山市障がい者訪問入浴サービス費支給取消・停止届出書」(様式第4号)の提出を求めるものとする。

(サービス提供事業者)

第9条 この事業は社会福祉法人、医療法人及び民間事業者で適切なサービスが提供できると認められる者で、事業の実施について協定を交わした者(以下「サービス提供事業者」という。)が行うものとする。

2 サービス提供事業者は、受給者よりサービスの利用の申出があったときは、第8条第1項第3号で規定するときを除いて、これを拒んではならない。

(事業設備等)

第10条 サービス提供事業者は次の人員、設備等により行うものとする。

(1) 管理責任者、看護師又は準看護師、介護職員2人、但し、管理責任者は兼務を可とする。

(2) 障がい者が入浴するに適し安全及び清潔の保持された浴槽及び運搬のための車両、又は前記の入浴設備を備えた車輛

(実施方法)

第11条 サービス提供事業者は、訪問入浴サービスの提供にあたって次のことを行うものとする。

- (1) 訪問入浴サービスの提供前の浴槽の消毒
- (2) 訪問入浴サービスの提供前及び後の利用者の健康状況の審査
- (3) 適切な介護技術者による訪問入浴サービスの提供
- (4) 事故等の発生時の必要な緊急措置と医療機関及び行政機関への連絡

(利用回数)

第12条 受給者の訪問入浴サービスの利用回数は1週につき1回とする。但し、特に必要と認める場合においては1週につき1回の利用回数を増やすことができるものとする。

(費用)

第13条 訪問入浴サービスに係る1回あたりの費用は、別表1に定める単価の額とサービス提供事業者が当該サービスを提供するに要した費用の額を比較し、少ない方の額とする。

(支給額)

第14条 受給者に支給する訪問入浴サービスに係る費用は、各暦月において、次の各号で計算した額の合計額(以下「訪問入浴サービス費」という。)とする。

- (1) 第13条で規定する費用に利用の回数に乗じた額(以下「支給基準額」という。)

に10分の9を乗じた額

(2) 支給基準額から前号で計算した額を減じた額が第16条で規定する負担上限月額を超えるときは、その超えた額

(利用者負担額)

第15条 受給者は、第14条第1号で規定する支給基準額から同条の規定により支給される額を控除した額を負担するものとする。

(負担上限月額)

第16条 前条の規定にかかわらず、受給者が、1月に負担する額の上限(以下、「負担上限月額」という。)は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年1月25日政令第10号)第17条で規定する障がい福祉サービスに係る区分及びその負担上限月額とする。ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年2月28日厚生労働省令第19号)第27条の規定を受ける者については、その適用を受けたときの額とする。

(代理受領)

第17条 受給者は、第14条の規定により支給される訪問入浴サービス費の請求及び受領をサービス提供事業者に委任できるものとする。

2 前項の規定により、サービス提供事業者が訪問入浴サービス費を受領したときをもって、市長は受給者に訪問入浴サービス費を支給したものとみなす。

(支給台帳の整備)

第18条 サービス提供事業者は、支給等の状況を明確にするため「訪問入浴サービス支給台帳」を備えるものとする。

(サービス提供記録の整備)

第19条 サービス提供事業者は、訪問入浴サービス事業に係る記録を整備し、事業が完了した日以降、次に到来する4月1日から起算して5年を経過するまでこれを保存するものとする。

(委任)

第20条 本要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 福山市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(2000年(平成12年)4月1日施行)は廃止する。
- 2 前項の規定にかかわらず、施行日前において廃止前の福山市障害者訪問入浴サービス事業実施要綱(2000年(平成12年)4月1日施行)による支給の決定をしている者については、支給を決定された者とみなすものとする。
- 3 この要綱は、2007年(平成19年)1月29日から施行し、2006年(平成18年)10月1日から適用する。
- 4 この要綱は、2008年(平成20年)9月1日から施行し、2008年(平成20年)7月1日から適用する。
- 5 この要綱は、2015年(平成27年)3月26日から施行し、2013年(平成25年)4月1日から適用する。

別表1（第13条関係）

利用区分	単価（円）
全身浴	1回あたり 12,500円
清拭又は部分浴	1回あたり 8,750円